

**西芝電機株式会社**

---

# グリーン調達ガイドライン

2017年7月

**西芝電機株式会社**

東芝グループは、持続可能な  
地球の未来に貢献します。

**eco** スタイル

## 【目次】

<u>I. はじめに</u> .....	2
<u>II. 西芝グループの環境保全基本方針</u> .....	2
<u>III. 本ガイドラインの趣旨</u> .....	3
<u>IV. 西芝グループ・グリーン調達の考え方</u>	
1. 目的 .....	3
2. 西芝グループの取り組み .....	3
<u>V. 運用ガイドライン</u>	
1. 目的 .....	4
2. 適用範囲 .....	4
3. 用語の定義 .....	4
4. 本ガイドラインの取り扱い上の注意 .....	4
5. 評価・選定基準 .....	5
(1) 取引先様の評価・選定 .....	5
(2) 調達品の選定基準 .....	6
6. 環境関連物質の定義 .....	7
(表1) : 禁止物質 (群) .....	8
(表2) : 管理物質 (群) .....	9
<u>VI. 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量調査について</u>	
1. 目的 .....	9
2. 含有有無及び含有量調査物質 .....	9
3. 回答方法 .....	10
4. 提出要領 .....	10
5. 含有調査書 記入要領 .....	10
付属資料	
・ 様式1 取引先環境保全評価リスト .....	14
・ 様式2-1 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量調査書 (和文) .....	16
・ 様式2-2 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量 対象品追加表 (和文) .....	17
・ 様式2-1 環境関連規制化学物質の含有有無及び含有量調査書 (英文) .....	18
・ 様式3-1 環境性能調査書 (ライフサイクルアセスメント用) .....	20
・ 様式3-2 環境性能調査書 (ライフサイクルアセスメント用) 対象品追加表 .....	21

## I. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR（企業の社会的責任）活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。

東芝グループの一員である西芝グループは、環境保全基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、さまざまな環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。

西芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。

有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改定しました。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

## II. 西芝グループの環境保全基本方針

当社は、発電システム、船舶・海洋電機システム、制御システムおよび産業機器等の開発・製造拠点として、サービスを含む環境調和型製品の提供により顧客と社会に貢献します。

また、当社は豊かで美しい瀬戸内海、世界文化遺産姫路城と近接しており、「“かけがえのない地球環境”を健全な状態で次世代に引き継ぐことは、現存する人間の基本的義務」との認識に立ち、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動により持続可能な社会の実現に貢献するため、環境活動を次の方針で積極的に推進します。

1. 環境保全への取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的な環境保全施策を展開します。
  - (1) 経済と調和させた環境活動を通じ、環境マネジメントシステムの継続的な改善・向上を図ります。
  - (2) 事業活動、製品及びサービス（敷地外で行う発電機据付・工事・調整試験を含む）に関する環境側面の環境影響を評価し、環境負荷の低減、汚染等に関する環境目的および目標を設定し、環境活動を推進します。
  - (3) 環境保全に関する法規制及び当社が受入れを決めた外部の要求事項を守り、さらに法規制値より厳しい自主基準値を定め遵守します。
  - (4) グループ会社、関係会社を含め全員で環境保全活動に取り組みます。
2. 開発・設計段階より、環境配慮活動に取り組み、環境調和型の製品・システムの提供を行います。
  - (1) エネルギー効率の向上や消費電力の低減によるCO<sub>2</sub>排出量の抑制
  - (2) 小型化、軽量化等による資源投入量の削減
  - (3) モジュール化や解体性向上等による再使用・再利用・再資源化の容易化
  - (4) グリーン調達ガイドラインの取り組みによる特定化学物質の削減及び代替化
3. 事業プロセスにおいて、次の環境配慮活動に取り組み、環境負荷低減に努めます。
  - (1) 生産設備、動力供給設備等に使用する電気・ガス・重油等の削減によるCO<sub>2</sub>排出量の抑制
  - (2) 大気・水域への特定化学物質排出量の削減
  - (3) ゼロエミッションの継続及び廃棄物総発生量の削減
4. 地域・社会との協調連帯により環境活動を通じて社会に貢献します。
  - (1) 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションの実施
  - (2) 地域社会の環境活動に参画と協力

### Ⅲ. 本ガイドラインの趣旨

西芝グループでは、西芝グループ環境保全基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、「豊かな価値の創造」と「地球との共生」を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する西芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

西芝グループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

### Ⅳ. 西芝グループ・グリーン調達の考え方

#### Ⅳ-1. 目的

西芝グループは、「地球環境保全が人類の生存に重要な課題である」という考えに立ち、環境に調和した商品作りのため、その一環として環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達（以下、グリーン調達という）を推進します。

グリーン調達の推進に当たっては、以下をねらいとしています。

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様から調達すること
- (2) ライフサイクル（原材料調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料を調達すること

#### Ⅳ-2. 西芝グループの取り組み

- (1) 環境保全活動を推進している取引先様からの調達  
環境保全に対する活動は、取引先様の自主的活動であることを基本とします。  
グリーン調達に当たっては、ISO 14001外部認証取得をはじめとする環境を配慮した活動に取り組まれている取引先様からの調達を進めていきます。  
具体的には、ISO 14001外部認証（または同等の環境マネジメントシステム外部認証）の取得、グリーン調達、および環境保全活動に関する取引先様の取り組みについて評価・判定します。
- (2) アスベスト類、PCB、放射性物質類等、法規制により使用が禁止されている物質が含有されている製品・部品・材料・原料を調達しません。
- (3) 環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達  
西芝グループは、調達品を下記のとおり品目特性で二つに分類（商品に関わる材料等の調達品、生産活動に関わる調達品）し、それぞれ次のように取り組んでいます。
  - ①商品に関わる材料等の調達品についての取り組み  
商品に関わる材料等の調達品とは、「西芝グループが販売する商品を構成する全ての調達品（完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料など）」を総称します。  
当社では、調達品の環境負荷低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査して、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。
  - ②生産活動に関わる調達品についての取り組み  
生産活動に関わる調達品とは、設備・治工具類と塗料、メッキ液、シンナー、アルコール等副資材を総称し、「水質・大気・騒音・振動等の環境事前評価」および「新規原材料の化学物質の事前評価」制度（MSDS）により、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

## V. 運用ガイドライン

### V-1. 目的

西芝グループの環境保全基本方針に則り、[西芝電機株式会社]（以下弊社）において、弊社事業活動に合わせた運用方法を明確化することによって、関係法令等の遵守、環境負荷の小さい部品・材料等の調達、環境保全活動を推進している取引先様からの調達を優先するなど、グリーン調達活動推進を目的とします。

### V-2. 適用範囲

このガイドラインは、弊社における「商品（\*1）に関わる材料等の調達品」及び「生産活動に関わる調達品」に関し、取引先様からの次の調達品に適用します。

- ・ システム構成品、ユニット品（電気電子製品、プリント配線板、その他組立て品等）
- ・ 電気電子部品、筐体機構関連部品、半導体デバイス等
- ・ アクセサリー、マニュアル等の付属品
- ・ サービス部品
- ・ 副資材（\*2）
- ・ 梱包、包装材料（\*3）
- ・ 現地工事、現地調整、修理、メンテナンスなどの使役

（\*1）弊社が販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売するものを含みます。

（\*2）はんだ、接着剤等、商品の一部を構成する材料を示します。

（\*3）梱包、包装材料は必要に応じて調査を行います。調査対象品は個別に指定します。

### V-3. 用語の定義

このガイドラインで使用する、主な用語の定義は次のとおりです。

#### 【特定有害物質】

欧州RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令で示される物質。

#### 【JGPSSI】

グリーン調達調査共通化協議会の英文略称。（ジェイジーピーエスエスアイと呼ぶ）

**JGPSSI** : **J**apan **G**reen **P**rocurement **S**urvey **S**tandardization **I**nitiative

調査対象リスト及び回答フォーマットを共通化することで、グリーン調達調査にかかわる取引先の調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的とした協議会。

#### 【JIG】

ジョイント・インダストリー・ガイドラインの英文略称。（ジェイアイジーやジグと呼ぶ）

**JIG** : **J**oint **I**ndustry **G**uide for Material Composition Declaration for Electronic Products  
**EICTA**（欧州情報通信技術製造者協会）、**JGPSSI**、**EIA**（米国電子工業会）、  
**JEDDEC**（米国合同電子デバイス委員会）の各会員企業にて検討され、**JGPSSI**と  
**EIA**承認の元発行されたもの。

### V-4. 本ガイドラインの取り扱い上の注意

このガイドラインでは、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を遵守目的で利用しないで下さい。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従って下さい。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

## V-5. 評価・選定基準

### (1) 取引先様の評価・選定

取引先様の選定に当たっては、品質(Q)・価格(C)・納期(D)・サービス(S)に加え、取引先様の環境保全活動への取り組み状況を取引先様の業態により、事務所／工場／取り扱いメーカー単位などで評価します。

ISO 14001 外部認証(または同等の環境マネジメントシステム外部認証)の取得を優位とする次の項目で評価し、評価ランク上位の取引先様を優先します。調査書面は、付属資料【様式1】参照。

#### <評価項目>

- ①ISO 14001 外部認証を取得している、または取得計画があること。  
 または、「エコアクション21」(※)などのISO 14001 以外の環境マネジメントシステム外部認証を取得している、または取得計画があること。  
 (※) <http://www.ea21.jp/ea21/> 「エコアクション21」は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度です。
- ②グリーン調達を実施している、または推進計画があること。
  - ・西芝グリーン調達ガイドラインの内容を理解している。および依頼事項に対応していること。
  - ・生物多様性保全に取り組んでいること。「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)」の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していること。
  - ・グリーン調達活動を実施していること。環境保全活動を実施している取引先との取引を優先していること。また、環境配慮した調達品を優先していること。
- ③環境保全に対し、次の25項目の取り組みが積極的になされていること。
  1. 環境保全に関する企業理念があること。
  2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある。
  3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約していること。
  4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約していること。
  5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能であること。
  6. 環境方針が定期的に見直されていること。
  7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されていること。
  8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められていること。
  9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められていること。
  10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力していること。
  16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいること。
  17. 製品アセスメントの仕組みがあること。
  18. 緊急事態への対応の仕組みがあること。
  19. 不適合に対応するための是正処置および予防措置の手順があること。
  20. 環境に関する内部監査の仕組みがあること。
  21. 環境関連の教育・訓練を実施していること。
  22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理していること。
  23. 自社の環境保全に関する情報を公開していること。
  24. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画等を文書化し活動が推進されていること。
  25. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されていること。

(注)個別調査に際しては、項目を追加して調査をお願いする場合があります。

**<選定基準>**

上記の評価項目に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランク S または A の取引先様からの調達を優先します。

ランク	評価点合計	評価	選定基準
S	170点または外部認証取得または計画有り(※)	優良	優先取引
A	155点～170点未満	良好	
B	100点～155点未満	要改善	改善要請、指導支援を前提
C	50点～100点未満		
D	50点未満		

(※) 取得計画有りは、1年以内の場合で認証機関決定を条件とする。

**(2) 調達品の選定基準**

調達品の選定に当たっては、部品コード単位に品質及び価格に加えて、環境負荷低減に関する次の項目について、より優れている調達品を優先的に採用します。

**<選定基準>****①環境関連物質の管理**

調達品に含有される環境関連物質が、Ⅲ-6項の管理ランクに応じ禁止・管理されていること。

**②省資源**

希少資源の消費が少ないこと。

**③長期使用可能**

長期間の使用ができること。

**④リユース可能**

リユース（再使用）が可能であること。

**⑤リサイクル可能**

リサイクルが可能であること。

**⑥リサイクル材料の利用**

リサイクル材料を多く利用していること。

**⑦処理処分の容易性**

廃棄されるときに処理や処分が容易なように解体配慮設計されていること、または分解可能なこと。

**⑧省エネルギー**

エネルギーの消費が少ないこと。

**<評価指標>**

①環境関連物質の管理については、次の評価指標を使用します。

- 1) 調査対象物質の含有有無及び含有量  
調査方法についてはIV章に示します。

②～⑧の評価指標については、弊社発行の購入仕様書等により別途指定することとしますが、購入仕様書作成時など事前調査に使用する用紙を付属資料【様式3-1】【様式3-2】に示します。

- 1) 製品質量との比率にて下記の項目を評価します。比率＝対象品の質量÷製品質量×100
 

省資源	貴金属（金・銀・銅・アルミ）の含有比率
リユース可能	製品の構成部品など再利用可能品の含有比率
リサイクル可能	製品の構成材料などリサイクル可能品の含有比率
リサイクル材料の利用	製品の構成材料の内、リサイクル材料の含有比率
- 2) 従来品対比や製品の特徴などを評価します。
 

処理処分の容易性	複合材料の不使用や解体配慮設計などを記入
長期使用可能	長寿命化設計や保守性などの特徴を記入
省エネルギー	省エネ設計など特徴を記入

## V-6. 環境関連物質と管理ランクの定義

### (1) 環境関連物質の定義

環境関連物質 = (a) - (b)

- (a) 母集団の基準:次にあげる法令等で規制されている物質、または有害性の評価によってリストアップされている物質。
- ・環境基本法・環境基準
  - ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(略記:オゾン層保護法)
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律(略記:地球温暖化対策推進法)
  - ・大気汚染防止法
  - ・水質汚濁防止法
  - ・悪臭防止法
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略記:廃棄物処理法)
  - ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(略記:PRTR法)
  - ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略記:化審法)
  - ・労働安全衛生法
  - ・欧州 RoHS(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限)指令
  - ・グリーン調達調査共通化協議会がまとめた「グリーン調達調査共通化ガイドライン」の化学物質調査の対象としてリストアップされている物質
  - ・自主規制物質(東芝ボランタリプラン)
  - ・「内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質のリスト」として環境省が公表している物質(環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98(2000年11月版)表3-1 記載65物質群)
  - ・船舶工業会が定めるインベントリーリストでリストアップされる物質
- (b) 選定除外物質:調達品に含有されないと考えられる物質(例えば溶剤、洗浄剤、有機合成原料)及び農薬、医薬品などに用途が限定される物質。ただし、禁止物質については選定除外対象とはしない。

注意 V-5 (1) 取引先様の評価・選定には、調達品に含有しない物質(例えば溶剤、洗浄剤、有機合成原料)なども確認(評価)の対象とします。  
環境への影響など配慮した事業活動を環境マネジメントシステムにて維持改善されている取引先様を優先します。

### (2) 管理ランクの定義

西芝グループでは、調達品の含有化学物質管理を以下の2つのカテゴリーに分けて管理します。

ランクA:禁止物質(群)…(表1)73物質群

原則、西芝グループで調達品への含有を禁止する物質(群)

ランクB:管理物質(群)…(表2)12物質群

削減・代替化など環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)

ただし、上記以外の物質についても個別に管理をお願いすることがあります。

調査の対象化学物質は付属資料【様式2-1】に示す33物質群で、JIGに準拠します。  
業界標準に位置づけられるガイドラインに準拠することによって、調査作業の効率化を図ります。

JIGが変更された場合等は、対象が変更となる可能性もありますので予めご了承下さい。



(表1)：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	含有濃度の禁止閾値
A01	アスベスト類	意図的添加
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するもの）	意図的添加
A03	カドミウム／カドミウム化合物	意図的添加又は100ppm(*1,*2)
A04	六価クロム／六価クロム化合物	意図的添加又は1000ppm(*1,*2)
A05	鉛／鉛化合物	意図的添加又は1000ppm(*1,*2)
A06	水銀／水銀化合物	意図的添加又は1000ppm(*1,*2)
A07	クロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A08	ハロン（Halons）	意図的添加
A09	他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A10	四塩化炭素（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A11	1,1,1-トリクロロエタン（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A12	ハイドロクロロフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A13	ハイドロブロモフルオロカーボン（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A14	臭化メチル（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A15	ブromoklorometan（オゾン層破壊物質）	意図的添加
A16	ポリ臭化ジフェニル類（PBB類）	意図的添加又は1000ppm(*1)
A17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	意図的添加又は1000ppm(*1)
A18	ポリ塩化ジフェニル類（PCB類）	意図的添加
A19	ポリ塩化ナフタレン（塩素原子数が3以上）	意図的添加
A20	放射性物質	意図的添加
A21	一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加
A22	トリブチルスズ（TBT）	意図的添加
A23	トリフェニルスズ（TPT）	意図的添加
A24	酸化トリブチルスズ（TBT O）	意図的添加
A25	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加
A26	アルドリン	意図的添加
A27	エンドリン	意図的添加
A28	黄りん（マッチ）	意図的添加
A29	クロルデン類	意図的添加
A30	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシルル-パラ-フェニレンジアミン、N,N'-ジキシルル-パラ-フェニレンジアミン	意図的添加
A31	ダイオキシン類	意図的添加
A32	DDT	意図的添加
A33	ディルドリン	意図的添加
A34	トキサフェン	意図的添加
A35	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	意図的添加
A36	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加
A37	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加
A38	ビス（クロロメチル）エーテル	意図的添加
A39	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加
A40	ベンジジン及びその塩	意図的添加
A41	ベンゼン	意図的添加
A42	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加
A43	マイレックス	意図的添加
A44	ケルセン又はジコホル	意図的添加
A45	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン	意図的添加
A46	テトラクロロエチレン	意図的添加
A47	トリクロロエチレン	意図的添加
A48	ジクロロベンゼン	意図的添加
A49	ジクロロメタン（塩化メチレン）	意図的添加
A50	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩	意図的添加
A51	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン）＝フルオリド（別名PFOSF）	意図的添加
A52	ペンタクロロベンゼン	意図的添加
A53	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン）	意図的添加
A54	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン）	意図的添加
A55	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	意図的添加
A56	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.02,6.03,9.04,8]デカン-5-オン（別名 クロルデコン）	意図的添加
A57	ヘキサブロモジフェニル	意図的添加
A58	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）	意図的添加
A59	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）	意図的添加
A60	ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）	意図的添加
A61	ヘptaブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘptaブロモジフェニルエーテル）	意図的添加
A62	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT）	意図的添加
A63	三置換有機スズ化合物（A22, A23, A24を除く）	意図的添加又は1000ppm(*3)
A64	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	意図的添加

(表1つづき)：禁止物質(群)

番号	物質(群)名	含有濃度の禁止閾値
A 6 5	ジオクチルスズ化合物(略称：DOT)	意図的添加又は1000ppm(*3、*4)
A 6 6	ジブチルスズ化合物(略称：DBT)	意図的添加又は1000ppm(*3、*4)
A 6 7	エンドスルファン(6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド)、(別名：ベンゾエピン)	意図的添加
A 6 8	ヘキサブロモシクロドデカン(略称：HBCDD)	意図的添加
A 6 9	一部の芳香族炭化水素(PAHs)	人体に触れる部分 かつ1ppm(*4)
A 7 0	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称：DEHP)	意図的添加又は1000ppm(*5)
A 7 1	フタル酸ジブチル(略称：DBP)	意図的添加又は1000ppm(*5)
A 7 2	フタル酸ブチルベンジル(略称：BBP)	意図的添加又は1000ppm(*5)
A 7 3	フタル酸ジイソブチル(略称：DIBP)	意図的添加又は1000ppm(*5)

意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (\*1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。(将来的に認められる使用可能用途を含む)
- (\*2) 梱包材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100ppmを含有濃度の閾値とします。
- (\*3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成形品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。
- (\*4) 欧州REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、欧州REACH規則付属書XVII記載の適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (\*5) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。納入禁止の開始時期は、納入品ごとに個別に設定します。

(表2)：管理物質(群)

番号	物質(群)名
B 0 1	アンチモン及びその化合物
B 0 2	ヒ素及びその化合物
B 0 3	ベリリウム及びその化合物
B 0 4	臭素系難燃剤(PBB類(A16)またはPBDE類(A17)を除く)
B 0 5	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)
B 0 6	一部のフタル酸エステル類
B 0 7	ポリ塩化ビニル(略称：PVC)
B 0 8	セレン及びその化合物
B 0 9	パーフルオロカーボン(略称：PFC類)
B 1 0	ハイドロフルオロカーボン(略称：HF類) C
B 1 1	六フッ化硫黄(SF6)
B 1 2	欧州REACH規則のSVHC(認定対象候補物質)(*6)

- (\*6) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認定対象候補物質。分母は、納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

## VI. 環境関連物質の含有有無・含有量調査について

### VI-1. 目的

商品の環境性能に関する情報開示、環境調和型製品の開発促進のため、環境関連物質の含有有無および含有量などの調査を行います。

### VI-2. 含有有無及び含有量調査物質

環境関連物質の調査対象物質は、付属資料【様式2-1】に示す物質とします。…33項目

**VI-3. 回答方法**

弊社では、環境関連物質の含有有無及び含有量調査は、関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書付属資料【様式2】を送付して実施します。

環境関連物質含有有無及び含有量調査は、閾値付きの含有量調査ですが、含有“有”の場合、含有量が閾値レベル以下であっても認めると言うものではないので注意して下さい。含有レベルに関わらず報告が必要です。

(含有量把握を目的とするため、不確定の場合は閾値などによらず含有量データを回答して下さい。)

**VI-4. 提出要領**

## (1) 環境関連物質の含有調査書の送付

弊社の調査部門から、部品等の形名毎に含有調査書をメールなどで送付します。

調査様式は、付属資料【様式2】を参照願います。

## (2) 環境関連物質の含有有無の調査

取引先様では、環境関連物質の含有状況などの調査依頼事項に対する回答をご記入願います。

## (3) 回答書提出 弊社の調査部門から依頼された方法に合わせて回答をお願いします。

## (4) その他注意事項

①部品の代替、新規部品採用等の対応のため、回答は指定期日までをお願いします。

②指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。

なお、回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。

③回答書の提出は、基本的に弊社購入単位(手配コード)とします。

ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。

④ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。

⑤製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品に対して、調査依頼が出された場合には、回答内容と合わせて製造中止欄もご回答下さい。

**VI-5. 含有調査書 記入要領**

環境関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書は、次の要領で記入願います。

## (1) 記入に際して

- ・調査書は、極力貴社または部品・ユニット・材料のメーカーにてご記入願います。
- ・対象品の製造拠点および供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できる内容でご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合は、最も悪い条件でご回答願います。

## (2) 会社名、回答者欄

- ・会社名は略称ではなく正式名称をご記入願います。
- ・記入者の所属、役職、氏名、電話番号と評価者のE-mailアドレスをご記入願います。ご回答内容に関する質問などがある場合の連絡先とさせていただきます。

## (3) 回答日、責任者欄

- ・回答日は、ご回答される日を西暦でご記入願います。
- ・責任者欄は、回答責任者の会社名・部署名・役職・氏名をご記入願います。
- ・責任者欄は、記入者と責任者が同じ場合でも必ず両方の欄にご記入願います。

## (4) 対象品名、品番／グレード／製品形番、色番

- ・弊社手配コード欄は、手配コードがある場合に弊社で記入します。未採用部品などでは手配コードが記入していない場合があります。
- ・部品・ユニット品の場合は、当該品名の他、型名、シリーズ名を記入して下さい。
- ・樹脂や塗料、インクなどの材料の場合は、当該材料名の他、品番、グレード、製品型番、色番など特定できる情報を記入して下さい。
- ・対象が複数で欄内にご記入できない場合は、**付属資料【様式2-2】**対象品追加表にご記入のうえ添付して下さい。  
この場合、**付属資料【様式2-1】**の「別紙有り」欄に○印を付けて下さい。
- ・同一シリーズであっても回答内容が異なる場合には、回答書を分けて下さい。

## (5) 回答欄

- ・物質毎に、存在しない場合は“無”、存在する場合は“有”を「含有有無」の欄に記入して下さい。
- ・物質が存在する場合は含有量または濃度（質量%）、コメント欄、備考欄をできる限りご記入願います。
- ・環境関連規制化学物質の含有濃度について、閾値限界を超える部位が存在するか否かでご回答願います。なお含有濃度は、製品または部品等の均質的な材料における環境関連規制化学物質の含有率です（“的な材料”とは、機械的に分離不可能な材料とします。はんだ、塗装などは分離可能とします。）。
- ・コメント欄には、関連規制化学物質の含有部位と含有目的をご記入願います。
- ・いずれかの関連規制化学物質が存在する場合には、備考欄に、全廃時期、代替予定時期及び代替部品コード、リリース時期などをご記入願います。
- ・製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には、製造中止欄に○印を記入し、製造中止時期欄に製造中止時期、製造中止予定時期をご回答下さい。
- ・なお、製造中止であっても可能な限り、含有有無等をご記入願います。
- ・回答できない場合は別途依頼者へ連絡して下さい。

## (6) 含有部位、含有目的の記入例

## 【含有部位】

含有部位とは、部品の構成部位の中で関連規制化学物質を含有している部位のことです。

含有部位の名称は、仕様書、図面に記載している名称、調達先での呼び方等、一般的な名称でご回答下さい。また、同一物質が複数の部位で含有されている場合は、主要な含有部位をご記入下さい。この場合、後に「等」とご記入下さい。なお、部位については、次に一例をあげます。

## &lt;部位の例&gt;

- ・調査対象物が単一電子部品の場合には、当該部品の構成図面、構成材料リスト等で記載されているものを部位とします。  
例1) 積層セラミックコンデンサ中のセラミック材料、内部電極材料及び外部電極材料  
例2) 電解コンデンサ中のリード線、電解液、シーリング材及び電極箔  
例3) スイッチ中のゴム接点、バネ及びプラスチックカバー
- ・調査対象物がシステム構成品、ユニット品（機器製品、組立て電子部品など）の場合には、当該部品（製品）の構成図面、部品リストなどに記載されている単部品の部位とします。  
例) プリント基板、組立て用はんだ

## 【含有目的】

含有している化学物質の目的、その化学物質を使用した意図を簡単にご記入下さい。

- 例1) 安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、防錆、はんだ成分
- 例2) 主成分、熱安定性向上、電気特性向上、機械特性向上
- 例3) 不純物（意図的な含有でないことが明確な場合）

## 〔改定履歴〕

制定	2008年3月	新規発行
改定1	2009年5月	【様式2-1】の閾値を改定 【様式2-1】にあるコメント欄の説明を修正
改定2	2009年5月	字句訂正 (P-3, II-2 西芝の取り組み)
改定3	2009年10月	Ⅲ-2 据付工事、現地調整、修理などの使役追加, Ⅲ-6 (2) 禁止物質数変更 43→49, (表1) 禁止物質(群)に物質追加 (A44~A49), 【様式2-1】A21の閾値を改定
改定4	2012年8月	表紙のマーク変更, 「I.はじめに」, 「Ⅲ.本ガイドライ の趣旨」追加 「Ⅱ西芝グループの環境保全基本方針」の更新 Ⅵ-6 (2) 禁止物質数変更 49→66, (表1) 禁止物質(群)に物質追加 (A50~A66), (表2) 管理物質(群)更新 20→12, (表1)と付属資料【様式2-1】の閾値変更
改定5	2013年12月	V-5 <評価項目>, <選定基準>の更新 【様式1】の更新 【様式2-1】英文版追加
改定6	2014年8月	V-6 (2) 禁止物質追加 (表1) 禁止物質(群)に物質追加 (A67~A68)
改定7	2015年6月	V-6 (2) 禁止物質追加 (表1) 禁止物質(群)に物質追加 (A69~A73)
改定8	2017年7月	V-6 (2) 閾値の見直し (表1) 禁止物質(群)の閾値見直し (A70~A73) 注釈(*1)~(*5)の見直し

## 付属資料

**【様式1】取引先環境保全評価リスト**

太枠内を記入下さい。

取引先コード		発行日(YYYYMMDD)	
貴社名		承認者 (役職・氏名)	印
所在地		e-mail アドレス	
本社住所		評価者 (役職・氏名)	印
業 態	メーカー その他	商社(注1)	
電話番号		e-mail アドレス	
FAX			

(注1) 取引先の業態が商社の場合は、御社の評価と調達先メーカーの評価も実施していただき、それぞれ報告して下さい。

(注2) 業態欄は、該当項目の左側に○を記入して下さい。その他は、右側に具体的に記入下さい。(役務/ソフト設計など)

(注3) 本報告内容についてエビデンスのご提供をお願いする場合があります。

《メーカー》	取引先コード	
会社名		
所在地		
本社住所		

**(1) 外部認証に関する項目** 外部認証は、ISO14001またはそれに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。

評価項目	YES/NO	認証取得日/審査予定日 (YYYY-MM-DD)	認証機関	認証 No.
外部認証を取得済みである				
外部認証の取得計画がある (但し、回答日以降1年以内に限定)				

取得計画有りは、認証機関が決定していること。

[外部認証取得済みの場合は、認証の写しを提出願います。]

**(2) グリーン調達活動に関する項目**

評価項目	YES	NO	開始した時期/開始予定日 (YYYY-MM-DD)	評点
1. グリーン調達運用ガイドラインの内容を理解している	10	0		
2. グリーン調達運用ガイドラインの依頼事項に対応している	10	0		
3. 生物多様性保全に取り組んでいる	10	0		
4. グリーン調達を実施している。	15	0		

**(3) 環境保全活動に関する項目 (上記(1)外部認証項目のいずれかが「YES」の場合は記入不要です)**

評価項目		YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5	0	
	2. 環境保全取り組みの基本的方向を明示した環境基本方針がある	5	0	
	3. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5	0	
	4. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5	0	
	5. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5	0	
	6. 環境方針が定期的に見直されている	5	0	
組織・計画	7. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5	0	
	8. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5	0	
	9. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5	0	
環境側面・システム	10. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	11. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	12. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	13. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	14. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	15. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	16. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5	0	
	17. 製品アセスメントの仕組みがある	5	0	
	18. 緊急事態への対応の仕組みがある	5	0	
	19. 不適合に対応するための是正処置および予備保全の手順がある	5	0	
	20. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5	0	
情報公開・教育	21. 環境関連の教育・訓練を実施している	5	0	
	22. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5	0	
	23. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5	0	
製品含有化学物質管理体制	24. 環境法令・顧客要求等の事項(全廃期限等)をもとに、使用禁止物質・管理物質の管理に対する目標および全廃・削減・代替計画を文書化し活動が推進されている。	5	0	
	25. 環境関連物質に関する情報収集・伝達・管理・指示等を行う体制が構築・運用されている。	5	0	
(3)合計得点				

## 【様式1】取引先環境保全評価リスト

太枠内を記入下さい。

## 補足説明:(2)グリーン調達活動に関する項目について

- 生物多様性保全の取り組みは、「生物多様性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)の趣旨に賛同し、エネルギー消費などの環境影響の改善に努力していることとします。
- グリーン調達活動の実施とは、県境保全活動を実施している取引との取引と環境配慮した調達品を優先していることとします。

## 補足説明:(3)環境保全活動に関する項目について

- 外部認証取得済みでも、(3)の評価をお願いする場合があります。
- No. 24、25 製品含有化学物質管理体制の項目は、JAMP が提供する最新の「製品含有化学物質ガイドライン」をご参照願います。

## (4)ランク判定

評価結果		評点(点数は(2)と(3)の合計)	ランク
ランク	総得点		
		超170点 または (1)外部認証項目が YES	S
		155点～170点未満	A
		100点～155点未満	B
		50点～100点未満	C
		50点未満	D



【様式 2-1】環境関連規制化学物質含有有無及び含有量調査書

NG-G9-20-001(J)

調査対象の規制化学物質の含有有無及び含有量に関し、以下の通り回答します。

会社名	
部署・役職	
氏名	印
電話番号	
E-MAIL	

回答日	
責任者	会社名、部署名、役職（回答者と異なる場合）  印
電話番号	
E-MAIL	

1. 対象品 (同一シリーズ、類似品でも回答内容が異なる場合は、調査書を分けて下さい。)

西芝手配コード／製品コード	品名	部品・ユニット：型式、シリーズ名 材料：品番、グレード、製品型番、色番	別紙有無

2. 回答欄 ※A05 鉛/鉛化合物に関して、塩化ビニルケーブルのみ閾値を 300ppm とします

番号	物質(群)名	使用例	含有有無	含有濃度の閾値	含有量 (ppm)	コメント (含有部位を具体的にご記入願います)
A01	アスベスト類	ブレイキング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、顔料・塗料、タワ		意図的添加		
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するもの)	顔料、染料、着色剤		意図的添加		
A03	カドミウム/カドミウム化合物	顔料、耐触表面処理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料		100ppm または 意図的添加		
A04	六価クロム/六価クロム化合物	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、クロム処理、塗料密着性向上		1000ppm または 意図的添加		
A05	鉛/鉛化合物	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料		1000ppm または 意図的添加		
A06	水銀/水銀化合物	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体		1000ppm または 意図的添加		
A07	クロロフルオロカーボン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A08	ハロン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A09	他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A10	四塩化炭素 (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A11	1,1,1-トリクロロエタン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A12	ハイドロクロロフルオロカーボン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A13	ハイドロブロモフルオロカーボン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A14	臭化メチル (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A15	ブロモクロロメタン (オゾン層破壊物質)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤		意図的添加		
A16	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
A17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
A18	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液		意図的添加		
A19	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が3以上)	潤滑油、塗料、難燃剤、プラスチック安定剤 (電気特性、耐炎性、耐水性)		意図的添加		
A20	放射性物質	光学特性 (トリウム)		意図的添加		
A21	一部の短鎖型塩化パラフィン	塩ビ可塑剤、難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
A22	トリブチルスズ (TBT)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤		意図的添加		
A23	トリフェニルスズ (TPT)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤		意図的添加		
A24	酸化トリブチルスズ (TBTiO)	防錆剤、カビ防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤		意図的添加		
B01	アンチモン/アンチモン化合物	顔料、塗料、触媒、鉛フリーはんだ材料、安定剤、n型トランジスタ、難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
B02	ヒ素/ヒ素化合物	顔料、塗料、染料、ガラス消泡剤、III-V族半導体基板、難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
B03	ベリリウム/ベリリウム化合物	セラミックス原料、合金、触媒、時効硬化特性合金材料、パネ用合金材料、はんだ		1000ppm または 意図的添加		
B04	ヒ素/ヒ素化合物	鉛フリーはんだ材料、はんだ材料		1000ppm または 意図的添加		
B05	臭素系難燃剤 (PBB 類 (A16) 又は PBDE 類 (A17) を除く)	難燃剤、ハッチング成形封止、PVC の可塑剤、難燃剤		1000ppm または 意図的添加		
B06	ニッケル (外部利用のみ)	表面処理剤、ニッケルメッキ		1000ppm または 意図的添加		
B07	一部のフタル酸エステル類	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤		1000ppm または 意図的添加		
B08	セレン/セレン化合物	感光体、顔料、インク、触媒、酸化剤、半導体材料、受光素子、光電セル		1000ppm または 意図的添加		
B09	ポリ塩化ビニル (PVC)	絶縁体、対化学性透明被覆材		1000ppm または 意図的添加		

備考 いずれかの環境関連規制化学物質が存在する場合、全廃 (代替) 予定時期、代替部品の部品コード、リリース時期などをご記入願います。

製造中止欄 製造中止時期 (予定) 年 月 日 製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に記入の上、製造中止時期をご回答願います。



## 【Format 2-1】 Use/Non-use Declaration of Environment-related Substances

The company concerned guarantees that all items filled below are correct.

Company	
Title / Sect.	
Name	Signature:
Telephone	
E-MAIL	

Date	(MM/DD/YY)
Responsible person	Company name / Title / Sect. / Name(If different from person filling)
Telephone	Signature:
E-MAIL	

### 1. Parts /units to be declared

Nishishiba Part Number	Article name	Product code / Series Number	Additional Sheets (Y/N)

### 2. Check list

#### Rank A (Prohibited Substances):

Substances whose presence is prohibited in procurement items (including packaging) in the Nishishiba Group.

※A05 (Lead / Lead Compounds): If PVC is included, threshold level of lead in the PVC is 300ppm

No.	Material / Substance Category Name	Examples of Use	Present (Y/N)	Threshold level *	Material Substance Mass(ppm)	If Yes, information on where it is used.
A01	Asbestos	Brake lining pad, insulator, filler, abrasive, pigment, paint, talc, adiabatic material		(a)		
A02	Certain azocolourants and azodyes	Pigment, dyes, colorants		(a)		
A03	Cadmium / Cadmium compounds	Pigment, anti-corrosion surface treatment, electric and electronic materials, optical material, stabilizer, plating, pigment for resin, fluorescent, electrode, solder, electric contact, contact point, zinc plating, stabilizer for PBC		100ppm or (a)		
A04	Hexavalent Chromium / Hexavalent Chromium Compounds	Pigment, paint, ink, catalyst, plating, anti-corrosion surface treatment, dye, paint dryer, surface treatment, chromate treatment, paints adhesion enhancement, anti-corrosion		1000ppm or (a)		
A05	Lead / Lead Compounds	Rubber hardener, pigment, paint, lubricant, plastic stabilizer, materials for battery, free-cutting steels, optical materials, X-ray shielding in CRT glass, electrical solder material, mechanical solder materials, curing agent, vulcanizing agent, ferroelectrics, resin stabilizer, plating, metal alloy, resin additives		1000ppm or (a)		
A06	Mercury / Mercury Compounds	Fluorescent bulb, contact point material, pigment, anti-corrosion, switches high-efficiency phosphor, antibacterial treatment.		1000ppm or (a)		
A07	Chlorofluorocarbons(CFCs) (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A08	Halons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A09	Other fully halogenated CFCs (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A10	Carbon tetrachloride (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A11	1,1,1-Trichloroethane(Methyl/chloroform) (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A12	Hydrochlorofluorocarbons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A13	Hydrobromofluorocarbons (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A14	Methyl/bromide (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A15	Bromochloromethane (Ozone depleting substances)	Refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		
A16	Polybrominated Biphenyls(PBBs)	Flame retardant		1000ppm or (a)		
A17	Polybrominated Diphenylethers(PBDEs)	Flame retardant		1000ppm or (a)		
A18	Polychlorinated Biphenyls(PCBs)	Insulation oil, lubricant oil, electrical insulation medium, solvent, electrolytic solvent, electrolytic solution Plasticizers, fire retardants, coatings for electrical wire and cable, dielectric sealants		(a)		
A19	Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms)	Lubricant, paint, stabilizer(electric characteristic, flame-resistant, water-resistant) insulator, flame retardant		(a)		
A20	Radioactive Substances	Optical properties(thorium), measuring devices, gauges, detector		(a)		
A21	Certain shortchain Chlorinated Paraffins	Plasticizer for PVC, flame retardant		1000ppm or (a)		
A22	Tributyl Tin (TBT)	Stabilizer, antioxidant, antibacterial and antifungal agents, antifoulant, antiseptic, anti-fungal agent, paint, pigment, antistaining		(a)		
A23	Triphenyl Tin(TPT)	Stabilizer, antioxidant, antibacterial and antifungal agents, antifoulant, antiseptic, anti-fungal agent, paint, pigment, antistaining		(a)		
A24	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	Antiseptic, antifungal agent, paint, pigment, antistaining, refrigerant, foaming agent, extinguishant, solvent cleaner		(a)		

(a): "Intentional addition" is prohibited. When it is not "intentional addition", you should obey the Japanese law.  
 "Intentional addition" means using chemical substances intentionally in forming supply items to bring about specific properties, appearance or quality.

## Rank B (Managed Substances):

Substances whose Environmental impact should be reduced, based on their actual usage, via reduction of use and substitution, or recovery and detoxification in a closed system.

No.	Material / Substance Category Name	Examples of Use	Present (Y/N)	Threshold level *	Material Substance Mass(ppm)	If Yes, information on where it is used.
B01	Antimony / Antimony Compounds	Pigment, paint, catalyst, lead free solder, stabilizer, n-type dopant, flame retardant, catalyst		1000ppm or (a)		
B02	Arsenic / Arsenic Compounds	Pigment, paint, dye, antifoamer for glass, III-V group semiconductor substrate(GaAs), flame retardant		1000ppm or (a)		
B03	Beryllium / Beryllium Compounds	Ceramics, metal alloy, copper-beryllium alloy, catalyst, precipitation hardening alloy, copper-beryllium alloy for spring, solder		1000ppm or (a)		
B04	Bismuth / Bismuth Compounds	Lead free solder, solder		1000ppm or (a)		
B05	Brominated Flame Retardants (other than PBBs or PBDEs)	Plasticizer, dye pigment, paint, ink, adhesive, lubricant		1000ppm or (a)		
B06	Nickel	Stainless steel, plating		1000ppm or (a)		
B07	Certain Phthalates	Plasticizer, dye, pigment, paint, ink, adhesive, lubricant		1000ppm or (a)		
B08	Selenium / Selenium Compounds	Photoreceptor, pigment, ink, catalyst, oxidizer, (semiconductor material, light receiving element, photocell)		1000ppm or (a)		
B09	Polyvinyl Chloride (PVC)	Insulator, chemical resistance, transparency, sheath material		1000ppm or (a)		
Remarks 1	For prohibited use, please describe substitution plan with timeline.					
Remarks 2	If you have a plan to stop production of this parts / units in the near future, please write the schedule in next column.					
	Production stop schedule (plan)			(MM/DD/YY)		

(a): "Intentional addition" is prohibited. When it is not "intentional addition", you should obey the Japanese law.

"Intentional addition" means using chemical substances intentionally in forming supply items to bring about specific properties, appearance or quality.

【様式3-1】環境性能調査書(LCA用)

# 環境性能調査書（ライフサイクルアセスメント用）

環境性能に関し以下の通り回答します。

太枠内を記入下さい

会社名	
記入者 部署・役職 氏名	部署名、役職  氏名 印
電話番号	
E-mail	

回答日	20 年 月 日
責任者	会社名、部署名、役職(回答者と異なる場合)  氏名 印
電話番号	
E-mail	

氏名捺印は、記入者と同じ場合も必ず両方の欄にご記入願います。

**1. 対象品** (同一シリーズ、類似品でも回答内容が異なる場合は本調査書の回答を分けて下さい)

対象が複数で欄内に記入できない場合は別紙(【様式5】)に追加し添付して下さい。この場合「別紙有り」欄に○印を付けて下さい。

西芝手配コード／製品コード	品名	部品・ユニット：型名、シリーズ名 材料：品番、グレード、製品型番、色番 注1	製品 質量注2	別紙 有り

注1：部品、ユニット品の場合は、「型名、シリーズ名」を記入願います。材料（樹脂、塗料など）の場合は、「品番、グレード、製品型番、色番」など特定できる情報をご記入願います。

注2：製品質量は、部品、ユニット品の場合：1台あたりの質量、材料（樹脂、塗料など）の場合：基準の単位、にてご記入願います。

**2. 回答欄**

- ・項目毎に、対象ありの場合は“有”、対象なしの場合は“無”を「対象有無」欄に記入して下さい。
- ・対象ありの場合は、上記の製品質量あたりの比率とコメント欄に具体的な内容の説明をご記入願います。4種類以上の場合別紙を作成
- ・対象製品が既に製造中止の場合、製造中止欄に“○”を記入し、製造中止日を年月(可能なら日まで)ご記入願います。

環境性能項目	対象 有無	比率 (質量%)	コメント欄 (対象を具体的に ご記入願います)	比率 (質量%)	コメント欄 (対象を具体的に ご記入願います)
1. 省資源					
2. 長期使用可能					
3. リユース可能					
4. リサイクル可能					
5. リサイクル材の利用					
6. 処理処分の容易性					
7. 省エネルギー					

備考欄  
(上記の  
補足など)

製造  
中止欄

製造中止  
時期 (予定)

年 月 日

製造中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期をご回答願います。



発行元

**西芝電機株式会社**  
生産調達部